

平成26年度

## 第1回安平町町民自治推進委員会

# 議 案



日 時 平成27年2月27日（金） 午後6時30分

場 所 安平町追分公民館2階中ホール

## 1 開 会

## 2 委嘱状交付

## 3 町長挨拶

## 4 委員自己紹介

## 5 議事

### (1) 委員長・副委員長の互選について

○安平町町民自治推進委員会条例

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

委員長： \_\_\_\_\_ 副委員長： \_\_\_\_\_

### (2) 安平町町民自治推進委員会の役割について

①安平町まちづくり基本条例ほか関連条例の施行について

②安平町町民参画推進条例について

③安平町町民自治推進委員会について

### (3) 安平町町民参画推進条例施行後の町民参画の状況について

## 6 その他

\*次回開催予定月について

## 7 閉 会

## (2) 安平町町民自治推進委員会の役割について

### ①安平町まちづくり基本条例ほか関連条例の施行について

◇平成25年12月に公布した「安平町まちづくり基本条例」を昨年12月26日に施行。

◇まちづくり基本条例が制定根拠となっている「安平町町民参画推進条例」に規定する町民の町政参画手続手法を整理し併せて施行。

条 例 名	内 容
①まちづくり基本条例	安平町の憲法的な位置付け。行政・町民・議会のそれぞれの役割を担いながら、みんなが参加して「まちづくり」を進めるためのルールが規定
②町民参画推進条例	まちづくりへの町民参画と協働に向け、行政が実施する施策のうち、町民生活に大きく関連するものを企画・計画する場合には、事前に町民が参画し、意見や提案が行える制度をルール化
③住民投票条例	町の将来を左右する重要事項の決定について、直接町民の意思を確認するため設けられた制度。いつでも住民投票ができるよう、条例を常設型としたことが特徴
④議会基本条例	町民に身近に感じてもらい、信頼される創造力が豊かで存在感のある議会をめざして、議会の運営や議員が行うべきなどが定められた条例
⑤町民自治推進委員会条例 *この条例は4/1で施行済み	まちづくり基本条例や町民参画推進条例が、制定後も「きちんと運用されているか」「修正するべきところはないか」などの運用状況を確認するための町民組織として委員会を設置（本日委員会を開催）

議会基本条例を除き、町（行政）として制定したこれらの条例には、その内容を分かりやすく説明する「逐条解説書」を作成（委員の皆様へ本日配布）。施行日となる12月26日に町のホームページに全文掲載。また、町民に対しては、逐条解説のダイジェスト版を発行し、2月20日付け広報と併せて全戸配布。

安平町まちづくり基本条例に基づく主な関連施策・事業（\*掲載を省略した施策・事業があります）

根拠	条例制定前からの主な実施施策・事業	条例制定に伴う新たな実施施策・事業	今後検討すべき実施施策・事業
第2章 情報の公開と共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報あびら、スマイルの発行</li> <li>・町ホームページの開設</li> <li>・分かりやすい予算書の発行</li> <li>・フェイスブック等による情報提供</li> <li>・文書管理システムの導入</li> <li>・議会中継（インターネット配信）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あびらチャンネル」による情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種審議会・委員会等附属機関の会議情報、会議録の公開</li> </ul>
第3章 町民参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施</li> <li>・「ていあんくん」制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安平町民意見提出手続実施要綱の制定（「ていあんくん」の根拠制定）</li> <li>・町民参画推進条例及び施行規則の制定（町民参画手続のルール化）</li> <li>・住民投票条例の制定</li> <li>・「ワールドカフェ」や「ワークショップ」の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民参画手続の職員マニュアル化</li> <li>・町民政策提案制度の実施</li> </ul>
第4章 協働と連携協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等交付金交付規則ほか、地域コミュニティ活動事業支援</li> <li>・各種団体に対する補助制度等</li> <li>・地域間交流（スポーツ交流）事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域サポート制度の創設</li> <li>・生涯学習計画の策定</li> <li>・ふるさと納税制度を活用した「あびらまちづくりファンド」「まちづくり事業支援交付金」制度の創設</li> <li>・町政懇談会の実施方法の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少に伴う少子高齢化に対応したコミュニティ活動活性化に向けた取組み</li> </ul>
第5章 政策活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次安平町総合計画に基づく政策推進</li> <li>・各種政策分野ごとの個別計画策定</li> <li>・行財政改革の実施</li> <li>・町実施計画に附帯した行政評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定前から実施している施策・事業の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次安平町総合計画の策定</li> <li>・新たな行政評価手法の検討</li> <li>・外部監査人による外部チェックの検討</li> </ul>
第6章 行政組織と職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次職員定員適正化計画の策定</li> <li>・職員人材育成基本方針の策定</li> <li>・組織改革（グループ制）</li> <li>・自主防災組織の設立・運営支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定前から実施している施策・事業の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価制度の本格実施</li> </ul>
第8章 町民、町長及び職員の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法及び地方公務員法の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内公益通報制度の創設</li> <li>・安平町民意見提出手続実施要綱の制定（再掲）</li> </ul>	
第9章 町民自治推進委員会と実効性の確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民自治推進委員会条例に基づく委員会の設置（無作為抽出・自治会等選出）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内体制の確立</li> </ul>

## ②安平町町民参画推進条例について

### (1) 町民参画の対象となる重要施策等

町は、次の6項目に該当する施策等の実施・策定にあたっては事前に町民参画の手続を行います。

<b>①総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更</b>
例) 安平町総合計画(基本構想と基本計画)、安平町地域防災計画、安平町過疎地域自立促進市町村計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画など
<b>②町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃</b>
例) 安平町まちづくり基本条例、安平町町民参画推進条例、安平町環境基本条例、安平町情報公開条例、安平町個人情報保護条例 など
<b>③町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃</b>
例) ・安平町空き地の環境保全に関する条例など「罰則」が定められた条例 ・公共施設設置条例など「許認可」について定められた条例 ・その他町民に対する規制や禁止行為を定めた条例 など
<b>④大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更</b>
広く町民が使用する公共施設、道路、水道施設等の新設・改修等で、その事業費(用地費、調査設計費を含む)が概ね5億円を超える事業
<b>⑤町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定</b>
例) 施設の統廃合、地域公共交通の再編 など
<b>⑥上記①から⑤のほか、町長が特に必要と認める事項</b>

### (2) 町民参画手続の適用対象外

次の項目に該当する場合には、(1)で定めた対象施策等であっても、町民参画手続を省略することができます。

- ・ 軽易なもの
- ・ 緊急に行う必要のあるもの
- ・ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの（町の判断の余地がないもの）
- ・ 町の内部事務処理に関するもの
- ・ 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

\* なお、「緊急に行う必要のあるもの」として、町民参画を実施しない場合は、安平町町民自治推進委員会に報告するとともに、対象施策等の名称、概要、担当課名、町民参画を実施しなかった理由（緊急に行う必要があるものと判断した理由）を町広報紙・町ホームページで公表します。

### （3）町民参画の実施方法

町民参画の実施方法については、条例第7条と施行規則第6条で規定。町はこれらの中から、対象となる重要施策等の性質や検討時間などを考慮して、適切な方法を選択するとともに、具体的な方法を複数組み合わせるよう努めることとしています。

条例第7条（区分）	施行規則第6条（具体的方法）
（1）パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続き	<input type="checkbox"/> パブリック・コメント <input type="checkbox"/> アンケート調査 <input type="checkbox"/> モニター制度
（2）集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続き	<input type="checkbox"/> 町民説明会 <input type="checkbox"/> ワークショップ
（3）会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続き	<input type="checkbox"/> 審議会等 <input type="checkbox"/> ワークショップ

#### [複数の組み合わせ例]

- ◆アンケート調査+ワークショップ+審議会等+パブリック・コメント（総合計画策定）
- ◆ワークショップ+町民説明会（大規模施設建設）
- ◆審議会等+パブリック・コメント（条例改正）

### ③安平町町民自治推進委員会について

#### [町民自治推進委員会とは]

安平町まちづくり基本条例は「育てる条例」として、その内容をいかに実践していくかが問われており、「町民のまちづくりへの参画」や「情報の共有」がきちんと実践されているか、また、守られているかなど条例の運用状況のチェックや、条例内容の見直しを図るための調査・審査機関となります。

また、同時制定した安平町町民参画推進条例に規定する町民参画手続きの実施状況等についても併せてその実施状況等をチェックし、やり方などについて意見する役割を担っています。

#### [町民自治推進委員会の設置の根拠]

##### ○安平町まちづくり基本条例（抜粋）

（町民自治推進委員会の設置）

第37条 町長の諮問に応じ、町民の視点に立って、この条例に基づくまちづくりを推進するため、町民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

##### ○安平町町民自治推進委員会条例（抜粋）

（所掌事項）

第2条 推進委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は建議する。

- (1) まちづくり基本条例の運用状況及び見直しに関する事項
- (2) 町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項
- (3) その他町長が特に必要と認める事項

##### ○安平町町民参画推進条例（抜粋）

（推進委員会の役割）

第12条 町民参画の適切な運用及び町民参画を推進する上で必要な事項の審議は、推進委員会で行うものとする。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、町民参画の推進に関する事項について、町長に意見を述べるものとする。

- (1) 町民参画の実施状況に関する事項
- (2) この条例の運用状況に関する事項
- (3) 町民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (4) この条例の見直しに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町民参画に関する基本的事項

## [町民自治推進委員会の組織・委員報酬・任期]

### ○委員会の組織

町民自治推進委員会は、次の区分により町長が委嘱した20名以内の委員で組織

- 1) 住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- 2) 学識経験のある方
- 3) 地域コミュニティ団体（自治会、町内会、農事組合など）の構成員の方
- 4) その他町長が専門知識や男女構成割合を考慮して委嘱する方

### ○任期

委嘱の日から2年間（平成27年2月27日～平成29年2月26日）

### ○報酬

非常勤特別職の報酬・費用弁償条例に基づき報酬と費用弁償（車賃）をお支払いいたします。[1回につき3,000円（委員長は3,500円）]

## [住基台帳からの無作為抽出した者に係る委員委嘱手続き（参考）]

### ○目的

町民世論 ≠ 町政に対して積極的に参画する町民

- ・より広範な町民の意見をどのように取り入れていくかが大きな課題
- ・町民自治推進委員会を試金石として位置付けし、普段町政へ積極的に意見をいわない町民を参画させることが目的です。

### ○手法

20歳～69歳までの町民を300名抽出し、委員候補者通知を送付。これに応じた町民を委員として委嘱するものです。

### ○手続き

無作為抽出については終了、1月5日に300名へ郵送。

\*この通知に対する応募に対して、12名の応募がありました。

## [自治会・町内会・農事組合からの候補者推薦について（参考）]

### ○自治会・町内会・農事組合<全34団体>からの候補者推薦方法

①全体で11名の候補者の推薦をいただきました。

（安平地区2名、早来地区3名、遠浅地区2名、追分地区4名（連合会単位））



[町が町民自治推進委員会の委員の皆様に期待すること]

### ①安平町まちづくり基本条例の運用状況等のチェック

この基本条例では、行政（役場）と町民が一緒になってまちづくりを進めるための様々なルールを定めています。このルールがちゃんと守られているかなど、運用チェックを行う役割があります。

—こんな意見を求めています—

（まちづくり基本条例に定められている内容がきちんと行われていないと思う。  
もっと子どもを意識した方が町民の協力が得られると思う。  
条例で定めた内容が町民生活に合っていないから、直したほうが良いと思う。）

### ②安平町町民参画推進条例の実施状況等のチェック

役場が、町民生活に影響する事務の変更や多額の費用が必要な公共事業を行う場合には、役場が実施決定する前に町民から意見を聴くというルールを定めています。町民からの意見をきちんと反映できているか、意見の聴き方に問題はないかなど、運用チェックを行う役割があります。

—こんな意見を求めています—

（違う方法で意見を聴いた方がもっと意見を集められたのでは？  
この事業は、先に意見を聴くべきじゃなかったの？  
もっと多くの人に参加しやすいワークショップを考えたほうが良いと思う。）

(3) 安平町町民参画推進条例施行後の町民参画の状況について

◇パブリックコメントを行ったもの

1	<p>安平町子ども・子育て支援事業計画（終了）</p> <p><b>【概要】</b> 平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」の施行にあたり、今後5年間における安平町の子ども・子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、環境、住宅などのあらゆる施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とするための計画です。</p> <p>意見総数： 1件（1名）</p>
2	<p>安平町健康増進計画「健康あびら21」（第2次）（終了）</p> <p><b>【概要】</b> 町民のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるように、健康寿命の延伸を目的とした、安平町健康増進計画「健康あびら21」を策定しています。第2次計画は、第1次計画による進捗状況を確認し、“市町村健康増進計画” “食育計画” “歯科保健計画” “母子保健計画”を網羅した計画として、町民・行政・関係機関との連携のもと、健康課題を明らかにし、生活習慣病予防に視点をおいた活動を展開するための計画です。</p> <p>意見総数： 1件（8名）*同じ内容の意見が同時に8名から寄せられた</p>

◇各種審議会等において意見聴取を行ったもの

	案 件 名	審議会等の名称	開催日
1	<p>安平町地域福祉総合計画</p> <p>福祉サービスへの住民ニーズの多様化等に対応するため、保健・医療・福祉間の連携強化により、「町民一人ひとりが住みなれた地域で安心した暮らしがでいる地域社会の実現を目指すために定める計画</p>	安平町地域福祉総合検討推進会議（福祉部会）	H27. 2. 19（部会） H27. 2. 27（推進会議）
2	<p>安平町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画</p> <p>3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施とともに、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設事業の供給体制の確保に関する一体的計画</p>	安平町地域福祉総合検討推進会議（介護保険部会）	同上

3	<p><b>安平町介護保険条例の一部を改正する条例</b></p> <p>第6期介護保険事業における給付等に対応した保険料の改定等を行うもの。</p>	同上	同上
4	<p><b>安平町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</b></p> <p>国の定めを参酌し、事業者が実施する介護予防事業に係る基準を定めるもの</p>	同上	同上
5	<p><b>安平町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例</b></p> <p>これまで国の要綱により設置してきた地域包括支援センターについて、地域分権一括法により市町村条例により定めることとされたもの。</p>	同上	同上
6	<p><b>安平町健康増進計画「健康あびら21」(第2次)</b></p> <p>「市町村健康増進計画」「食育計画」「歯科保健計画」「母子保健計画」を網羅した計画として、町民・行政・関係機関との連携のもと、健康課題を明らかにし、生活習慣病予防に視点をおいた活動を展開するための計画</p>	安平町地域福祉総合検討推進会議（保健部会）	同上

◇ 3月議会に提案する案件のうち、条例第6条第2項の除外規定に該当するもの

	案 件 名	重要案件判断	理由
1	<p>安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例</p> <p>従来の「入所児童保育料徴収条例」に変わる子ども・子育て支援法に基づく新たな保育料等の徴収根拠（低所得軽減、多子軽減）</p>	該当（住民生活影響）	5号（金銭徴収）
2	<p>安平町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例</p> <p>正当な理由なく、新たな給付制度への移行に係る調査等を拒むなどの不誠実な対応を行う幼稚園・保育所事業者、保護者などに対し、市町村が条例により過料を科するもの。</p>	該当（権利義務）	3号（法令基準）
3	<p>安平町行政手続条例の一部改正</p> <p>法改正の趣旨にのっとり、住民が法律の要件に該当しない市町村の行政指導について中止等を求めることができる新たな制度を定めるもの。</p>	該当（権利義務）	3号（法令基準） *今後検討
4	<p>安平町手数料条例の一部改正</p> <p>サービス向上に資するよう、住民・戸籍に係る証明書の交付事務について、従来1枚につき200円であった手数料を、1通につき200円に改正するもの（従来：4人家族全員の住民票を交付する場合4枚＝800円だったが、1通として200円で交付）。</p>	該当（権利義務）	5号（金銭徴収） *サービス向上
5	<p>安平町立へき地保育所条例の一部改正</p> <p>1と同様</p>	該当（住民生活影響）	5号（金銭徴収）
6	<p>安平町普通河川管理条例の一部改正</p> <p>道路法施行令の改正による占用料の改定に伴う普通河川敷地における占用物に係る占用料の改定を行うもの。</p>	該当（権利義務）	5号（金銭徴収）
7	<p>安平町立追分幼稚園条例の一部改正</p> <p>1と同様</p>	該当（住民生活影響）	5号（金銭徴収）
8	<p>安平町立はやきた子ども園条例の一部改正</p> <p>1の趣旨による改正とともに、預かり保育制度の見直しによるサービス向上を図るもの。</p>	該当（住民生活影響）	5号（金銭徴収）

\* 条例第6条第2項第3号（緊急に行う必要があるもの）に該当する案件は0件

今後、より詳細な基準（マニュアル）が必要であり、現在作成中

◇今後予想される町民参画手続きが必要な案件に該当するもの

	案 件 名
1	(仮称) 安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 (計画)
2	第2次安平町総合計画の策定 (計画)
3	追分地区水道施設整備等増補改良事業の実施 (事業費)
4	追分地区認定こども園設置に伴う公共施設の再編・再配置 (事業費ほか)
5	道の駅建設事業 (事業費)

安平町町民自治推進委員会委員名簿

	委員氏名	住 所	区分	所 属 等
1	森 田 真 弓	安平町早来北進	1号	
2	佐 伯 孝 子	安平町安平	1号	
3	豊 田 慶 治	安平町追分本町	1号	
4	富 永 肇	安平町追分中央	1号	
5	高 橋 朝 子	安平町早来大町	1号	
6	細 川 友 幸	安平町追分緑が丘	1号	
7	佐々木 孝 仁	安平町安平	1号	
8	岩 井 昌 子	安平町早来大町	2号	
9	鈴 木 悟	安平町安平	3号	安平第3自治会
10	楠 野 公 夫	安平町早来瑞穂	3号	瑞穂自治会
11	市 村 由 美	安平町早来北進	3号	北進自治会
12	中 村 幸 三	安平町早来大町	3号	ときわ自治会
13	土 田 耕 啓	安平町早来栄町	3号	さかえ自治会
14	杉 村 武 一	安平町早来富岡	3号	遠浅酪農自治会
15	須 貝 政 敏	安平町遠浅	3号	遠浅自治会
16	福 田 順 一	安平町追分本町	3号	第1町内会
17	竹 内 亨	安平町追分花園	3号	花園町内会
18	林 一 男	安平町追分春日	3号	明春辺農事組合
19	工 藤 満 一	安平町追分向陽	3号	旭陽農事組合
20	天 野 美 絵	安平町遠浅	4号	

任 期：平成27年 2月27日～平成29年 2月26日